

若者よ、かしこい消費者を目指せ!!



もしも、被害に遭ってしまったら…

未成年者の契約は取り消せます

未成年者の契約は親権者の同意が必要です。親権者の同意がなかった契約は取り消すことができます。取り消すと契約は初めからなかったものとみなされます。ただし、右のような場合は未成年の契約であっても取り消せないことがあります。

- ①親権者が使用を許可したお金で契約した場合(お小遣いなど)
- ②自分は成年であると積極的に相手をだまして契約した場合
- ③結婚後に契約した場合(婚姻した場合は成年とみなされる)
- ④契約当時は未成年であったが成年となってから代金を支払った契約(法定追認)
- ⑤親権者が代金を支払った契約の場合(法定追認) など。

クーリング・オフ制度

訪問販売や電話での勧誘など不意打ち的な販売で契約をしてしまった場合でも一定期間内であれば消費者は理由を問わず契約を解除することができる制度です。8日間以内(マルチ商法などは20日間)であれば無条件で契約を解除することができます。

取引内容	販売方法	期間
訪問販売	店舗以外での契約、アポイントメントセールス・キャッチセールス	8日間
電話勧誘販売	電話による勧誘行為で契約、資格商法	8日間
連鎖販売取引	店舗での契約を含む、いわゆるマルチ商法(中途解約・返金ルール有り)	20日間
特定継続的役務提供	店舗での契約を含む7業種(エステ、語学教室、学習塾、家庭教師、パソコン教室、結婚相手紹介サービス、美容医療)(中途解約権有り)	8日間
業務提供誘引販売	店舗での契約を含む、いわゆる内職・モニター商法	20日間
訪問購入	店舗以外の場所で、事業者が消費者から商品を買取る契約	8日間

●はがき記載例

郵便局へ持参してください

簡易書留
又は
特定記録郵便

〒

(会社名) 府 都 道
郡 市 区
御 中 村 区 町

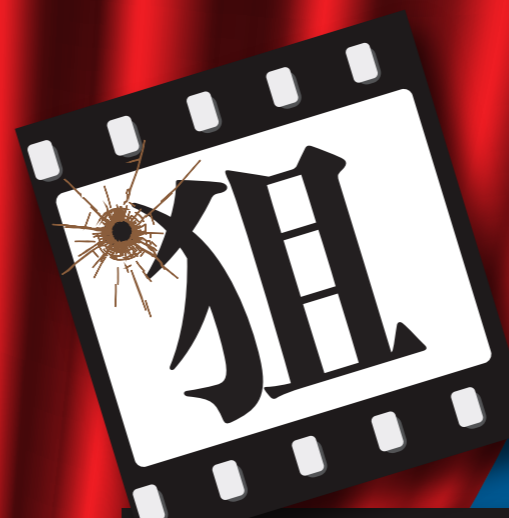
契約解除(申込撤回)通知

契約(申込)日 年 月 日
書面受領日 年 月 日
販売会社名
販売員氏名
商品(役務)名
契約金額

上記の契約を解除します。
つきましては、すでに支払っている金額(金 円)を返金し、商品は引き取ってください。
尚、今後二度と勧誘をしないでください。

申出日 年 月 日
(契約者)
住 所
氏 名

- 1.クーリング・オフは必ず書面で通知します。
- 2.書面の両面をコピーして保管しておきます。
- 3.「簡易書留」又は「特定記録郵便」で送付します。
- 4.クレジット契約している場合は、クレジット会社に送付の上、念のため販売会社にも送付してください。



われ若者

悪意を持った人たちは、若者を「騙しやすい人」として標的にしています。それは社会的な経験が少なく悪質商法や詐欺に対する知識をあまり持っていないからです。どんな悪質商法や詐欺が存在するのかわかり、どんな手口で若者に近づいてくるのか覚えておきましょう。

- 事例 01 賃貸住宅の入退去時のトラブル
- 事例 02 中古車購入に関するトラブル
- 事例 03 アダルト(情報)サイトのトラブル
- 事例 04 架空請求の解決をかたる悪質な事業者
- 事例 05 サクラサイトで知らぬ間に高額支払いのトラブル
- 事例 06 オンラインゲームのトラブル
- 事例 07 ネット通販の定期購入に気をつけて
- 事例 08 フリマアプリのトラブル
- 事例 09 投資・ギャンブル情報などのマルチ商法に注意!
- 事例 10 アフィリエイト内職のトラブル
- 事例 11 お試しだけのつもりが…エステの高額契約に注意!
- 事例 12 美容医療サービスのトラブル
- 事例 13 携帯電話の「名義貸し」は絶対ダメ!



困ったときは、ひとりで悩まず相談しましょう!
北海道立消費生活センター 受付時間 平日/午前9時~午後4時30分

相談専用電話 ☎050-7505-0999

消費者ホットライン ☎188-**いやいや!**泣き寝入り

北海道立消費生活センター 検索
http://www.do-syohi-c.jp



全国共通の電話番号「消費者ホットライン」では、お住まいの市町村など、お近くの消費生活相談窓口をご案内します。

2019年2月作成

契約のしくみ

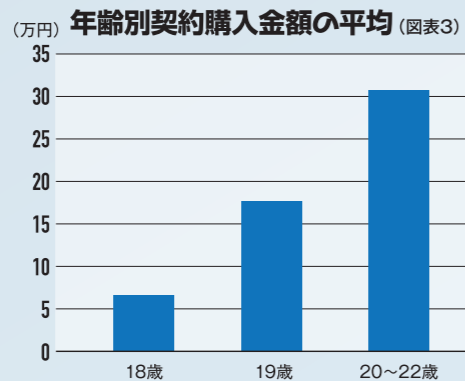
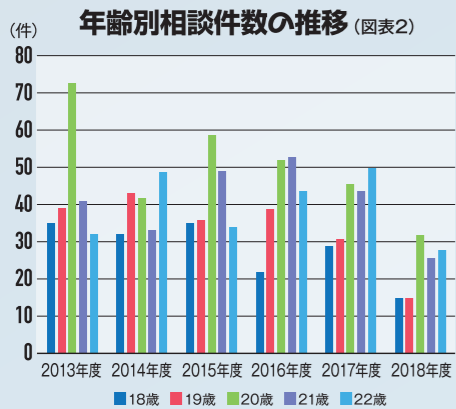
「契約」とは、片方の「申込み」に対して、もう片方が「承諾」し、お互いの意思が合致（合意）した場合にできる「法的な責任が生じる約束事」を意味します。契約が「成立」するのは、お互いの意思の合致（合意）があったときです。



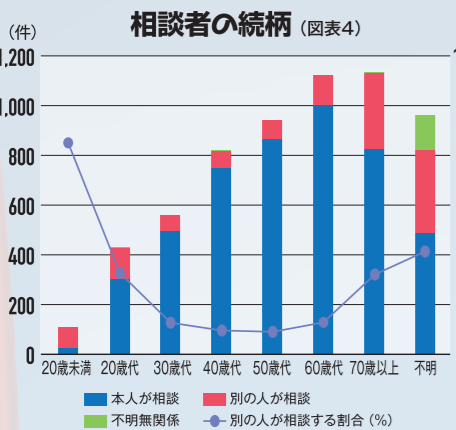
若者の商品・サービス別上位相談件数(2018) (図表1)

順位	男性			女性		
	15~19歳	20~24歳	25~29歳	15~19歳	20~24歳	25~29歳
1	アダルト情報サイト	賃貸アパート	賃貸アパート	アダルト情報サイト	脱毛エステ	脱毛エステ
2	商品一般※1	普通・小型自動車	フリーローン・サラ金	携帯電話サービス	商品一般	賃貸アパート
3	テレビ放送サービス	ファンド型投資商品	普通・小型自動車	商品一般	賃貸アパート	他のデジタルコンテンツ
4	オンラインゲーム	商品一般	アダルト情報サイト	健康食品	出会い系サイト	携帯電話サービス
5	化粧水	アダルト情報サイト	出会い系サイト	他の健康食品	他のデジタルコンテンツ	デジタルコンテンツ
6	スマートフォン	腕時計	商品一般	メガネ	役務その他サービス	携帯電話
7	普通・小型自動車	フリーローン・サラ金	仕立てサービス	賃貸アパート	普通・小型自動車	新聞
8	デジタルコンテンツ	オンラインゲーム	モバイルデータ通信	モバイルデータ通信	ファンド型投資商品	デジタルディスクソフト
9	数物類	ギャンブル情報サイト	他のデジタルコンテンツ	出会い系サイト	フリーローン・サラ金	普通・小型自動車
10	上着	タレント・モデル養成教室	コンサート	他のデジタルコンテンツ	金融関連サービスその他	出会い系サイト

※1 商品一般とは… 商品特定できない、または、特定する必要のない相談（架空請求や不当請求等）



図表1を見てみると20歳以上から上位を占めるトラブル内容が変わっていくね！フリーローン・サラ金が上位に入ってくるのは、成年となり、親権者の同意なくローン契約ができるようになるためだね。また、20歳になると相談件数が急激に増えて、併せて購入金額も高額になっている(図表2-3)。20歳未満の相談者の続柄が別の親(親権者)が多いのは、未成年は親権者等に守られている証拠だね！(図表4)。20歳になると電話勧誘やマルチ取引が増えている(図表5)、成年直後に勧誘のターゲットになっていることが分かる。やっぱり成年になることが消費者被害に遭う一つの転換点となることを理解して、みんなも今から契約には十分注意しておこう！



年齢別販売購入形態(上位) (図表5)

順位	18歳	19歳	20~22歳
1	通信販売	通信販売	通信販売
2	店舗購入	店舗購入	店舗購入
3	訪問販売	訪問販売	訪問販売
4	その他	その他	電話勧誘販売
5			マルチ取引
6			その他

※2018年度北海道消費生活センター4月~12月までのPIO-NET登録分

あなたも狙われているかも！

忍び寄る悪質商法・詐欺事例集

2022年4月より、民法が改正され成年年齢(18歳)が引き下げられることで、18歳、19歳の若者が、契約トラブル・消費者被害に遭う機会が増えてきます。

未成年者であれば、親権者の同意のない契約は取り消すことができますが、成年に達すると一人で自由に契約ができる反面、一度契約したものは、簡単に取り消すことができません。万が一同じような場面に遭遇した時のために、若者が遭いやすいトラブル事例をここでは紹介しています。

事例01 賃貸住宅の入退去時のトラブル

1 新築の賃貸アパートを見つけたので、契約内容を確認させてもらったところ、初期費用として退去時のカードキー設定料や水回り清掃料を支払うことになるが納得できない。

2 4年間居住の賃貸マンションを退去した際、クリーニング代や床ワックスのはがれ、壁やクローゼット内の補修など様々な名目で10万円を請求された。家賃一ヶ月分の敷金6万円は戻らず、さらに4万円も払うことになる。納得できない。

トラブル解説

国土交通省の「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」では退去する際の、借主の原状回復費用は、借主の故意や過失、通常の使用方法を超える使い方によって発生した損耗や毀損についてのみとなっています。しかし、借主が付けたものではない傷の補修や、次の入居者を確保するためのグレードアップ費用を請求される等のトラブルが寄せられています。また、ガイドラインによると借主の負担は、建物や設備等の経過年数を考慮し、年数が多いほど負担割合を減少させることが適当とされています。

対策アドバイス

契約書や重要事項説明書には、入居時や退去時にかかる費用など、重要なことが書かれています。契約する前に十分に説明を聞き、内容をよく確認しましょう。退去時のトラブル防止のために入居時と退去時に、借主・貸主双方が立ち会って物件の状況を確認することが望ましく、入居時にチェックリストを作成し写真を撮っておきましょう。



事例02 中古車購入に関するトラブル

1 先週、中古車販売店で車の写真を見て注文した。その時はまだ支払いの方法は決めておらず、ローンの審査だけ進めてもらった。その後、実車を確認しに行ったところ、傷が多く、キャンセルか車両変更をしたいと伝え、担当者から了解を得た。一週間後、来店するようと言われたので店に行くと、「冬タイヤを手配済みなので、キャンセルするならばキャンセル料が10%かかる。」と言われた。

2 未成年の息子が、中古車をネットで探し販売店とメッセージアプリでやり取りしてローンの審査もした。ローンの審査が通り用紙が届いて、金額を確認したところ、当初30万円と言われていたのに、整備や車検費用を含め70万円になっていた。息子が電話でやめる旨を伝えたところ「やめるなら、整備費用、キャンセル料を請求する。払わないと訴訟する」と言われた。

トラブル解説

(一社)日本中古自動車販売協会連合会の標準約款では「契約の成立時期」に関して現金売買の場合は、「登録」、「修理・改造・架装」、「引渡し」のうち最も早い日とされ、ローンの場合は、約款により定められています。事例のような根拠のない高額なキャンセル料を請求される等の相談が多く寄せられています。契約成立前であれば、実損金を払うことで解約できますが、契約成立後には一方的な解約はできず、キャンセル料(合理的な額)の負担が必要となります。

対策アドバイス

中古車といっても自動車は決して安い買い物ではありません。契約に際しては、表示内容(走行距離や修復歴、保証の有無など)や契約の成立時期や条件について書面で確認し、十分な説明を受けたうえで、慎重に検討しましょう。未成年者が親権者の同意を得ずに契約した場合は、「未成年者契約の取り消し」が可能です。しかし、未成年者であっても婚姻している場合や、自ら年齢を20歳以上と偽って契約をした場合などは取り消すことが出来ません。



事例 03

アダルト(情報)サイトのトラブル

1 スマホで誤ってアダルトサイトを開き、戻ろうとしたら登録完了画面になった。取り消そうと先方に電話したところ「請求は40万円だが、キャンペーンで今日中に払えば19万円になる。コンビニで電子ギフト券を買って番号を送るように。」と言われた。

2 高校生の息子がタブレットで無料のアダルト動画を検索し再生しようとしたところ「カチャ」と音がしてカウントダウンが始まり、自分のIDが表示されたり、高額な請求画面が表示された。「誤作動の場合はこちら」と書かれたボタンも表示の中にあった。押したほうがよいか。

トラブル解説

インターネットのサイトの中には、広告やバナー、画面等をタップしただけでアダルトサイトに移動したり登録完了画面が表示されたりするケースがあります。また、アダルトサイトを無料のつもりで閲覧していたところ、動画再生ボタンだと思い、登録完了になるケースもあります。事例のように「シャッター音が鳴る」「カウントダウンが始まる」等、消費者を不安にさせて連絡をさせるためのボタンに誘導し、電話をかけさせて高額な料金を支払わせる手口です。

対策アドバイス

・サイトにアクセスしただけでは申し込みをしたことにはならず、契約が成立していない場合がほとんどです。請求された料金を支払う必要はありません。たとえ脅迫まがいのメールや電話がきても、業者に絶対に連絡せず、無視しましょう。しつこい時は、着信拒否やメールアドレス・電話番号の変更も検討しましょう。
・請求画面がデスクトップ画面に張り付いて消えない場合は、ウイルスに感染している場合があります。消去方法は(独)情報処理推進機構(IPA)のホームページを参考にしてください。



事例 06

オンラインゲームのトラブル

1 息子がスマホのオンラインゲームを利用し、無料だと思ってアイテムを購入していたらクレジットカード会社から58万円の請求が届いた。以前に音楽をダウンロードした際にカード番号を入力した事がある。請求を取り消してもらいたい。

2 フリーマーケットサイトで自分が遊びたかったアクションゲームのデータが3万5千円で売っていたので、データを売ってもらうために会員になり購入したあと、相手と連絡が取れなくなりデータをもらうことが出来なかった。

トラブル解説

・オンラインゲーム等の基本無料のゲームであっても、ゲームを面白く有利に進めていくうえで、アイテム等を購入させる課金システムを導入している会社があります。
・一般的に、オンラインゲームはデータの売買(RMT)を利用規約で禁止しています。
・フリーマーケットサイト等でRMTが行われているケースがありますが、多くのサイトでは禁止行為としています。
・RMTでお金を支払ったのにデータがもらえなかった、ゲームにログインが出来なかった等のトラブルが増えています。

対策アドバイス

・ゲームを始める前に、利用の仕方やお金の使い方、アイテム等の決済方法の確認など保護者の方とよく相談して決めましょう。
・使用者が未成年者だと主張しても親のクレジットカードを利用してしまった場合、親がカードの名義人としての管理責任を問われ、支払いを求められるケースもあります。
・ゲーム事業者は、利用規約違反をしているユーザーだと判断した場合、そのアカウントを利用停止するなどの対応をとるケースがあります。利用規約をしっかりと確認しましょう。
・不正ツールやチート等の違法行為を行った場合は、罰せられるケースもあるため絶対に行わないようにしましょう。



事例 04

架空請求の解決をかたる悪質な事業者

SMS(※1)に「有料動画サイトの未納料金が発生しており、本日中に連絡がなければ法的手続きに移行します。」とメッセージが届いた。記載にある電話番号をネットで検索すると、「詐欺被害の相談サイト」がヒットした。アクセスすると、検索した番号は詐欺だと書かれていて相談先に連絡すると、「これ以上請求されないようにサイト業者と交渉する」と言われて5万4千円を請求された。支払うべきか。

※1 ショートメッセージサービスの略。携帯電話同士で短い文章によるメッセージを送受信できるサービス。

トラブル解説

インターネット上には、無料の相談窓口と思わせて、架空請求の解決を騙る悪質な事業者が存在します。新たな契約を結ばせて、様々な名目で金銭を要求します。

対策アドバイス

・解約や返金交渉などは、弁護士以外の者が行うことは法律上できません。
・電話で被害回復サービスを勧誘され契約してしまった場合にはクーリング・オフができる場合もあります。不安な時は、公的な身近な相談窓口にご相談しましょう。



事例 07

ネット通販の定期購入に気をつけて

SNS(※1)のサブリメントの広告を見て無料の試供品と思い申し込んだ。ネット上の評判が悪くキャンセルした。商品が届き初回は無料と同じ放置していたら、その後も同じ商品が届き、最近、督促状が届いた。

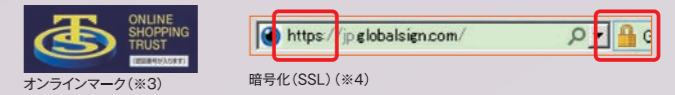
※1 Social Networking Service(ソーシャル・ネットワーキングサービス)の略。友人関係を広げることを目的に参加者が友人を紹介し合い登録していくコミュニティサイト。
※2 対象となる顧客の行動履歴を元に、顧客の興味関心を推測し、ターゲットを絞ってインターネット広告配信を行う手法。
※3 公益社団法人 日本通信販売協会が運営、ネット販売事業者を対象にその実在と取引条件などを審査の上付与している。
※4 Secure Sockets Layerの略。インターネット上でデータを暗号化して送受信できる仕組みのこと。(例)「http://」→「https://」となっているか?「鍵マーク」が表示されているか?

トラブル解説

「初回無料」とあっても定期購入が条件となっているケースが多くトラブルになりがちです。また、ターゲティング広告(※2)は短期間だけ掲載され、トラブル発生後に詳細を確認しようとしても広告そのものが見られないこともあります。

対策アドバイス

・通信販売はクーリング・オフ制度がないので、購入する前に連絡先・返品特約を確認しましょう。
・スクリーンショットなどを利用して画面の保存は、まめにしましょう。
・安全なサイトの基準「オンラインマーク」(※3)や決済画面が「暗号化(SSL)」(※4)に対応しているかも参考にしましょう。



事例 05

サクラサイト(※1)で知らぬ間に高額支払いのトラブル

1 SNSの広告で見つけた副業サイトに登録した。内容は「相談にのると2千万円の報酬がもらえる」との事だった。報酬をもらうためには、相談相手と個人情報のやり取りが必要で、その際にはサイト内のポイントの購入が必要と言われた。ポイントの購入は何度もしなくてはならず3日間で総額約30万円にもなってしまう。クレジットカードや消費者金融で借りて現金で振込んだが全く報酬が得られず、ネットで調べたところ出会い系サイトである事が分かり、騙されたと感じた。返金してほしい。

※1 サクラサイトとは…サイト業者やどわれたサクラが異性、タレント、社長、弁護士、などになりすまして、消費者の様々な気持を利用し、サイトに誘導し、メール交換等の有料サービスを利用させ、その度に支払を繰り返させるサイトを指す。

トラブル解説

「高収入が得られる」「財産を譲りたい」等のメールや広告、内職情報サイトがきっかけとなり、出会い系サイトに誘導され、報酬をもらうためのやり取りに必要なポイントを次々購入させられたという相談が寄せられています。これらはSNSや広告から直接登録画面等に案内されることが多く、「出会い系サイト」に登録したという意識がないままトラブルに遭うケースがあります。

対策アドバイス

・面識のない人物からのSNS等のネット上での誘いには応じず、おかしいと感じたら、すぐに消費生活センターへ相談しましょう。
・決済方法によっては決済の取消を主張する事が可能な場合があります。可能な限り、スマートフォンやパソコンに届いたサイト運営業者や相手とのやり取りしたメールを保存(PDF・スクリーンショット等)し毅然と関係を絶ちましょう。さらにクレジットカードなどの支払いの記録も保存しておきましょう。



事例 08

フリマアプリのトラブル

ブランド物の財布をフリマアプリで購入した。届いた物はニセモノだったので出品者に苦情を伝え返品したが、出品者が手続きをしてくれないためフリマアプリ運営会社から返金されない。

トラブル解説

オンライン上でフリーマーケットのように売買を行えるフリマアプリは、品物の代金を運営会社が購入者から預かり、品物到着後に出品者に支払う仕組み。フリマアプリは手軽に利用できる一方、トラブルが万一発生しても個人間取引のため解決は原則当事者間の話し合いになります。

対策アドバイス

・規約をよく読み、出品者が設定した条件を確認してから慎重に検討しましょう。
・運営会社を介さない直接取引には絶対に応じず、追跡が可能な発送方法を選択しましょう。



事例 09

投資・ギャンブル情報などのマルチ商法に注意!

1 SNSで知り合った男性と投資に詳しいと言う人から「仮想通貨を購入すれば、1ヵ月10%ずつ増えて儲かり、11ヵ月後には現金としておろせる」と説明を受け。さらに誰かを誘って入会すればマージンがもらえると言われた。現在お金が無いと伝えたが、消費者金融から借りよう言われ、消費者金融3社から70万円借りて支払った。返済が大変で解約したいと伝えたが対応してくれない。

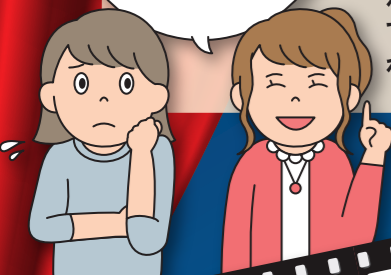
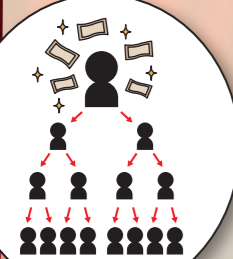
2 元バイト仲間の友人に、カフェに誘われ、海外ギャンブルに詳しいという人を紹介されて「海外スポーツの勝てる試合の情報がSNSで配信される、賭けたら儲けられる」と勧誘された。入会金は30万円かかると言われ、お金の支払いが不安だと伝えたら、人を紹介すれば7万円のマージンを受けられると言われた。情報は届くが実際は赤字であり、人集めの話が多く周囲から嫌がられるので解約したい。

トラブル解説

商品やサービスの販売員として個人を勧誘し、次の販売員を勧誘すれば収入が得られるとして商品やサービスの契約をさせ、販売組織を連鎖的に拡大する取引を連鎖販売取引と言います。マルチ商法、ネットワークビジネスとも呼ばれます。投資で高額なお金を稼ぐことが出来ると勧誘し、高額を支払わせることで、不安な状態にし、友人・知人を誘ってマージンを得られるマルチ商法を持ち掛けているケースがみられます。

対策アドバイス

・友人からの誘いであっても必要のない場合はきっぱりと断りましょう。また友人を勧誘する事により周囲を巻き込んで人間関係を壊してしまう恐れもあります。
・契約してしまった場合でもクーリング・オフ期間内(20日間)であれば、契約を解除することができます。期間経過後も、一定の条件であれば、中途解約も可能です。



事例 10

アフィリエイト^(※1)内職のトラブル

1 「マニュアル通りに実行すれば儲かる」というメールが届きネットビジネスの情報商材を購入したが儲からないので返金してほしい。

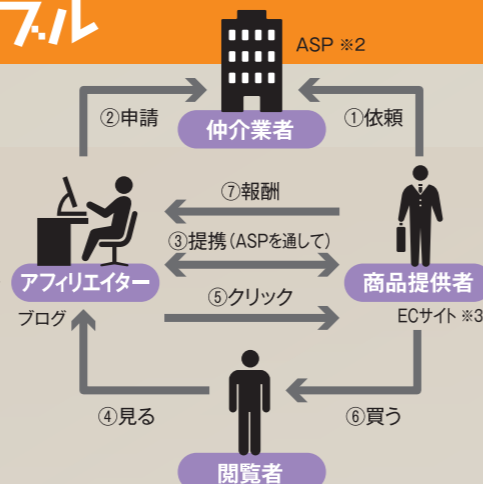
2 知人から海外ショッピングサイトのアフィリエイト事業の代理店契約をしないか勧誘され申し込んだ。怪しいので解約したい。

トラブル解説

少ない初期費用で事業を開始できることがアフィリエイト内職の特徴の一つ。「ウェブサイトの作成などに高額費用が必要だがすぐに利益が出る」と勧誘され、実際には収入が得られないというトラブルがあります。

対策アドバイス

・アフィリエイトは広告をクリックする人や商品購入する人を増やさなければ利益は得られないため、アクセス数を増やす工夫や労力が必要です。
・「ウェブサイトを作れば何もなくても簡単にお金を稼ぐことができる」という勧誘には注意しましょう。



※1 自分のサイトやブログに企業の広告を掲載して商品を購入するなどの成果があった場合に、報酬を受け取る事が出来る仕組み。
※2 ASP:アフィリエイトサービスプロバイダの略で、アフィリエイター(アフィリエイトをしている人)と広告主である企業を仲介する仲介業者のこと。
※3 ECサイト:ECとはエレクトロニックコマース(電子商取引)の略で、自社の商品やサービスをインターネット上のウェブサイトで販売するサイトのこと。

事例 11

お試しだけのつもりが…エステの高額契約

5日前に500円の脱毛エステのお試しコースを受けに店舗へ行った。終了後、料金を支払い帰ろうとしたら色々勧められ帰りにくくなり、脱毛エステの半年コース17万円と、ケア用の化粧品を4万円で契約してしまった。さらに、会員登録に2万円もかかり、よく考えると高額で解約したい。

トラブル解説

安価でエステを体験できるという広告等を見たり、知人から誘われたりして、店舗へ出かけたが、体験後に高額なエステや化粧品などをしつこく勧誘され契約してしまったなどの相談が寄せられています。

対策アドバイス

・エステや医療機関での脱毛の施術は、その期間や金額によって「特定商取引法」の「特定継続的役務提供」に該当するため、クーリング・オフ期間内であれば、契約を解除することができます。また、クーリング・オフ期間が過ぎてしまっても中途解約が可能です。
・不要な勧誘であれば、きっぱり断ることが大事です。場の雰囲気にならされず、その場で契約をしないことが大切です。



事例 12

美容医療サービスのトラブル

10万円位の包茎手術のネット広告を見て、メールで無料カウンセリングを申し込んだ。クリニックを訪れたところ、カウンセリングの前に診察があり「すでに炎症を起こしかけている。早く治療したほうがいい」と医者。診察後、事務長から「10万円の治療では術後の傷跡がどうなるかわからない」等と不安をあおられ即日手術を受け費用が100万円を超えた。強引で納得できないので解約したい。

トラブル解説

美容医療とは美容目的で行う医療サービスのことで、健康上はする必要がなく、急ぐ必要もない施術です。多くの場合が保険適用外の自由診療で、その内容と費用が医療機関ごとに異なります。人の弱みに付け込んだ事例のようなトラブルが多く注意が必要です。

対策アドバイス

・美容医療機関のホームページの情報を契機とするトラブルが多発していることから厚生労働省より「医療機関ホームページガイドライン」が示されています。
・広告等の情報をうのみにせず、施術内容、価格、リスクや施術結果の見直し等について、医師から十分な説明を受けた上で、慎重に判断をすることが重要です。
・一部の美容医療(※1)は、クーリング・オフ等が可能になりました(平成29年12月1日より)。トラブルになった場合は、速やかに消費生活センターに相談しましょう。

※1 ①脱毛 ②にきび・しみ・そばかす・ほくろ等の除去 ③肌のしわたるみ取り ④脂肪の溶解 ⑤歯の漂白

事例 13

携帯電話の「名義貸し」は絶対×!

元交際相手に「スマートフォンを新規契約して、ある会社に渡すと1台につき2万円もらえる、携帯会社から請求があっても支払わなくてもいい」と言われた。よく考えずに2台契約し、電話機を元交際相手が他の誰かに渡し4万円をもらった。

しばらくして2台とも支払いが延滞になっていて強制解約になっていた。機種代金は1台あたり10万円くらいあり支払いが出来ない。

トラブル解説

「アルバイトになる」「利用料金は払わなくてもいいから」などと知人に誘われ、軽い気持ちで名義貸しの契約をしてしまっ、解約料などの高額な請求がきて支払えないという相談が寄せられています。

対策アドバイス

・約款では、支払い義務は名義人が負うことになっているため、携帯電話を他人に絶対渡してはいけません。
・他人に渡してしまった場合は、犯罪に利用されることがあるため、すぐに携帯電話会社に連絡し、利用停止や解約の手続きをとりますが、解約料がかかる場合があります。
・「携帯電話不正利用防止法」では、業として有償で通話可能な端末設備等を譲渡した場合、刑事責任を負う事となりますので、先ずは法律家に相談しましょう。

